



県 章

山形県公報

平成23年9月30日(金)

第2281号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程 (子育て支援課) ... 971
○ 生活保護法による指定医療機関の指定 (健康福祉企画課) ... 972
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) ... 同
○ 生活保護法による指定介護機関の指定 (同) ... 同
○ 生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (同) ... 973
○ 生活保護法による指定施術機関の指定 (同) ... 同
○ 種畜証明書の交付 (畜産課) ... 同
○ 家畜伝染病発生の届出 (同) ... 974
○ 土地改良区の役員の退任の届出 (村山総合支庁農村計画課) ... 同
○ 土地改良区の役員の就任の届出 (同) ... 同
○ 土地改良区の定款変更の認可 (庄内総合支庁農村計画課) ... 975
○ 公共測量の実施の通知 (用地課) ... 同
○ 同 (同) ... 976
○ 土砂災害警戒区域の指定 (砂防・災害対策課) ... 同
○ 同 (同) ... 同
○ 同 (同) ... 977
○ 土砂災害特別警戒区域の指定 (同) ... 978
○ 同 (同) ... 同
○ 同 (同) ... 979
○ 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程 (会計局) ... 同

公 告

- 山形県人事行政の運営等の状況の公表 (人事課) ... 980
○ 特定調達契約に係る落札者の公告 (情報企画課) ... 1006
○ 県営住宅入居者の一般公募 (村山総合支庁建築課) ... 同
○ 同 (置賜総合支庁建築課) ... 1008
○ 特定調達契約に係る落札者の公告 (河北病院) ... 1011

告 示

山形県告示第807号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.65パーセント」を「年0.70パーセント」に、「年0.45パーセント」を「年0.50パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成23年9月9日から適用する。
- 2 平成23年9月9日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

山形県告示第808号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成23年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
金子 医院	東置賜郡高畠町大字高畠1135-2	平成23. 7. 1
三須小児科内科医院	南陽市宮内2621	同 8. 1
はなざわ薬局	米沢市花沢町2686番地5号	同 9. 1

山形県告示第809号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
鈴木歯科医院	酒田市北今町1-2	平成 7. 3. 26
金子 医院	東置賜郡高畠町大字高畠1135-2	平成23. 6. 30
三須小児科内科医院	南陽市宮内2621	同 7. 31

山形県告示第810号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成23年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
あつた家きやつと	介護予防認知症対応型共同生活介護	鶴岡市藤島字笹花48-12	平成23. 7. 1

小規模多機能型居宅介護事業 所 やまぼうし	小規模多機能型居 宅介護 介護予防小規模多 機能型居宅介護	米沢市直江町2番35号	同 8.30
--------------------------	--	-------------	--------

山形県告示第811号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
NPO法人訪問看護ステーション きずな
米沢市本町三丁目1-55
- 2 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
米沢市相生町7番41号	米沢市本町三丁目1-55	平成23. 7. 20

山形県告示第812号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成23年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の名称	開設者	指定施術機関の所在地	指定年月日
らいふマッサージ治療院 酒田店	鈴木智久	酒田市千日町15-21	平成23. 8. 1

山形県告示第813号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

平成23年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の種類	品種	名前	飼養者	
				住所	名称（氏名）
平成23山形地臨第1号	牛	黒毛和種	鷹山	新庄市大字鳥越字一本松1076番地	山形県農業総合研究センター畜産試験場

平成23山形 地臨第2号	牛	黒毛和種	松秀安	新庄市大字鳥越 字一本松1076番 地	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
-----------------	---	------	-----	---------------------------	------------------------

山形県告示第814号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成23年9月30日

山形県知事 吉村美栄子

家畜伝染病 の種類	家畜の種類	患畜、疑似 患畜の別	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	長井市小出1085	平成23. 9. 15

山形県告示第815号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西川町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成23年9月30日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名			住所
理事	渋谷長三			西村山郡西川町大字大井沢2760
同	伊藤哲治			同 大字吉川904-1
同	伊藤秀一			寒河江市大字清助新田22
同	設楽則夫			西村山郡西川町大字睦合丙272-1
同	志田信一郎			同 大字大井沢905
同	土田信太郎			同 大字吉川368
同	伊藤佐平衛			同 96
監事	荒木藤雄			同 589
同	飯田長治			同 大字睦合乙82
同	後藤寿彦			同 大字吉川1117

山形県告示第816号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西川町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成23年9月30日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	伊藤哲治	西村郡西川町大字吉川904-1
同	設楽則夫	同 大字睦合丙272-1
同	志田信一郎	同 大字大井沢905
同	土田信太郎	同 大字吉川368
同	伊藤佐平衛	同 96
同	工藤正章	同 1123
同	渋谷健悦	同 大字大井沢176
監事	佐藤良秋	同 大字睦合丙202
同	後藤寿彦	同 大字吉川1117
同	高橋正雄	同 724

山形県告示第817号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年9月30日

山形県知事 吉村美栄子

1 土地改良区の名称

庄内赤川土地改良区

2 事務所の所在地

鶴岡市馬場町7番35号

3 認可年月日

平成23年9月20日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第818号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年9月30日

山形県知事 吉村美栄子

1 公共測量を実施する地域

山形市大字長谷堂地内

2 公共測量を実施する期間

平成23年9月15日から同年10月31日まで

3 作業の種類

公共測量（総合計画）

山形県告示第819号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、砂防事業者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域

村山市楯岡笛田地域

- 2 公共測量を実施する期間

平成23年9月20日から同年12月15日まで

- 3 作業の種類

公共測量（砂防堰堤計画図作成）

山形県告示第820号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
愛宕山1	別紙図面のとおり	土石流
大寺沢2	別紙図面のとおり	土石流
大寺沢	別紙図面のとおり	土石流
蓮台寺沢	別紙図面のとおり	土石流
荒宿沢	別紙図面のとおり	土石流
大寺沢1	別紙図面のとおり	土石流
上宿	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山辺町役場において縦覧に供する。

山形県告示第821号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
堂川	別紙図面のとおり	土石流
新山沢	別紙図面のとおり	土石流

東光坊沢	別紙図面のとおり	土石流
与治右エ門沢	別紙図面のとおり	土石流
ふくべら沢	別紙図面のとおり	土石流
弥兵エ沢	別紙図面のとおり	土石流
弥左エ門沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに酒田市役所において縦覧に供する。

山形県告示第822号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
学校下	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
中山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
三治郎	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
光星寺	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
三ヶ沢－1	別紙図面のとおり	地滑り
三ヶ沢－2	別紙図面のとおり	地滑り
村上	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
楯平	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
西山	別紙図面のとおり	土石流
蔵出	別紙図面のとおり	土石流
工藤沢－1	別紙図面のとおり	地滑り
工藤沢－2	別紙図面のとおり	地滑り
工藤沢－3	別紙図面のとおり	地滑り
工藤沢－4	別紙図面のとおり	地滑り

新田裏山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
新田村上	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに庄内町役場において縦覧に供する。

山形県告示第823号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
愛宕山1	別紙図面のとおり	土石流
大寺沢2	別紙図面のとおり	土石流
大寺沢	別紙図面のとおり	土石流
荒宿沢	別紙図面のとおり	土石流
大寺沢1	別紙図面のとおり	土石流
上宿	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山辺町役場において縦覧に供する。

山形県告示第824号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
堂川	別紙図面のとおり	土石流
新山沢	別紙図面のとおり	土石流
東光坊沢	別紙図面のとおり	土石流
与治右エ門沢	別紙図面のとおり	土石流

弥兵沢	別紙図面のとおり	土石流
弥左エ門沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに酒田市役所において縦覧に供する。

山形県告示第825号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
学校下	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
中山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
三治郎	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
光星寺	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
村上	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
楯平	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
新田裏山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
新田村上	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに庄内町役場において縦覧に供する。

山形県告示第826号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中
 「西置賜郡白鷹町大字鮎貝
 2330番地の1
 // // 大字荒砥
 甲1032番地」
 を
 「西置賜郡白鷹町大字荒砥甲
 1032番地
 //」
 に改める。

附 則

この規程は、平成23年10月3日から施行する。

公 告

山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年7月県条例第69号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、平成22年度における人事行政の運営の状況の概要及び人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

平成23年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 条例第2条に基づく任命権者の報告の概要

(1) 職員の任免及び職員数の状況

県では、平成10年度からは「山形県行財政改革大綱」、平成17年度からは「やまがた集中改革プラン」、また平成22年度からは「地域主権時代の県政運営指針（山形県行財政改革推進プラン）」に基づき、定員管理の適正化を進めています。

イ 職員数の状況

各年4月1日現在(人)

(人)

区 分	平成21年度	平成22年度	増 減	(参考) 平成10年度	22年度－10年度
知事部局	6,885	6,752	▲ 133	7,898	▲ 1,146
一般会計	4,402	4,308	▲ 94	5,229	▲ 921
企業特別会計	159	157	▲ 2	186	▲ 29
病院事業特別会計	2,324	2,287	▲ 37	2,483	▲ 196
議会事務局	30	30	0	33	▲ 3
選挙管理委員会事務局	4	4	0	4	0
監査委員事務局	16	16	0	16	0
人事委員会事務局	16	16	0	16	0
海区漁業調整委員会事務局	1	1	0	2	▲ 1
警察本部	2,319	2,315	▲ 4	2,247	68
警察官	1,975	1,975	0	1,867	108
その他	344	340	▲ 4	380	▲ 40
教育委員会	11,408	11,196	▲ 212	12,482	▲ 1,286
教育庁	287	271	▲ 16	338	▲ 67
小・中学校	7,604	7,446	▲ 158	8,331	▲ 885
特別支援学校	916	932	16	786	146
高等学校	2,601	2,547	▲ 54	3,027	▲ 480
合 計	20,679	20,330	▲ 349	22,698	▲ 2,368

(注) 企業管理者、病院事業管理者を除きます。

ロ 採用者数の状況

(人)

区分	平成21年度	平成22年度	増減
知事部局	163	130	▲ 33
一般会計	78	79	1
企業特別会計	2	3	1
病院事業特別会計	83	48	▲ 35
議会事務局			0
選挙管理委員会事務局			0
監査委員事務局			0
人事委員会事務局	1		▲ 1
海区漁業調整委員会事務局			0
警察本部	98	79	▲ 19
警察官	88	70	▲ 18
その他	10	9	▲ 1
教育委員会	155	193	38
教育庁	1	2	1
小・中学校	96	133	37
特別支援学校	15	20	5
高等学校	43	38	▲ 5
合 計	417	402	▲ 15

(注) 再任用職員を除きます。

ハ 退職者数の状況

(人)

区分	平成21年度	平成22年度	増減
知事部局	264	509	245
一般会計	160	147	▲ 13
企業特別会計	8	3	▲ 5
病院事業特別会計	96	359	263
議会事務局	1		▲ 1
選挙管理委員会事務局			0
監査委員事務局	1		▲ 1
人事委員会事務局	1		▲ 1
海区漁業調整委員会事務局			0
警察本部	93	89	▲ 4
警察官	83	72	▲ 11
その他	10	17	7
教育委員会	267	324	57
教育庁	12	10	▲ 2
小・中学校	149	192	43
特別支援学校	24	18	▲ 6
高等学校	82	104	22
合 計	627	922	295

(注) 再任用職員を除きます。

二 再任用者数の状況

(人)

区分	平成21年度		平成22年度	
	フルタイム	短時間	フルタイム	短時間
知事部局	42	6	60	13
一般会計	42	6	58	13
企業特別会計			1	
病院事業特別会計			1	
議会事務局				
選挙管理委員会事務局				
監査委員事務局				
人事委員会事務局				
海区漁業調整委員会事務局				
警察本部	19	4	19	4
警察官	18	3	16	3
その他	1	1	3	1
教育委員会	51	2	58	1
教育庁			4	
小・中学校	4		2	
特別支援学校	4	1	6	
高等学校	43	1	46	1
合 計	112	12	137	18

(2) 職員の給与の状況

イ 人件費の決算額の状況（平成22年度）

(イ) 普通会計決算

歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率 (B/A)	前年度の 人件費率
千円 580,463,965	千円 3,377,234	千円 161,613,328	% 27.8	% 26.7

(ロ) 企業特別会計（注2）決算

歳出額	
うち人件費	
千円 7,378,046	千円 1,455,697

(ハ) 病院事業特別会計決算

歳出額	
うち人件費	
千円 33,326,586	千円 19,471,866

(注) 1 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

2 企業特別会計とは、企業局が所管する電気事業、工業用水道事業、公営企業資産運用事業、水道用水供給事業及び駐車場事業の各事業会計を合わせたものをいいます。

(口) 職員給与費の状況（平成23年度当初予算）

(イ) 普通会計予算

職員数	給与費				職員1人当たりの 給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
17,508人 (19)	千円 76,311,149	千円 12,252,640	千円 26,257,961	千円 114,821,750	千円 6,558

(ロ) 企業特別会計予算

職員数	給与費				職員1人当たりの 給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
157人 (0)	千円 622,303	千円 176,949	千円 217,111	千円 1,016,363	千円 6,474

(ハ) 病院事業特別会計予算

職員数	給与費				職員1人当たりの 給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
1,866人 (0)	千円 7,894,736	千円 3,704,476	千円 2,777,230	千円 14,376,442	千円 7,704

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。
 2 職員数（ ）内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

ハ 職員の平均給料・平均給与の月額及び平均年齢（平成22年4月1日現在）

区分	給料月額	年齢
	給与月額	
一般行政職	351,400円	43歳11月
	426,400円	
警察職	343,800円	41歳8月
	460,400円	
高等学校教育職	385,000円	44歳4月
	430,200円	
小中学校教育職	394,800円	45歳10月
	432,500円	
技能労務職	318,900円	43歳5月
	357,400円	

(注) 給与月額とは、給料月額に職員手当の月額を加えたものです。

ニ 職員の経験年数別・学歴別平均給料の月額（平成22年4月1日現在）

区分	経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年	
	大卒	高卒		
一般行政職	260,000円	307,100円	366,700円	
	217,300円	269,800円	310,500円	
警察職	279,500円	334,400円	370,400円	
	246,000円	287,200円	340,900円	
高等学校教育職	305,000円	356,700円	394,900円	
	一円	273,700円	321,500円	
小中学校教育職	308,400円	357,100円	391,200円	

技能労務職	高卒	218,400円	257,300円	300,800円
-------	----	----------	----------	----------

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用されて引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

ホ 一般行政職の級別職員数（平成22年4月1日現在）

区分(注1)	標準的な職務内容(注2)	職員数	構成比	1年前の構成比	5年前の構成比
1級	主事・技師	328人	8.0%	8.2%	7.9%
2級	主事・技師	308人	7.5%	6.6%	9.1%
3級	係長	749人	18.2%	18.7%	18.6%
4級	業務名を冠する主査	963人	23.4%	22.0%	16.2%
5級	課長補佐	1,093人	26.6%	26.3%	25.3%
6級	課長	471人	11.4%	13.1%	16.9%
7級	主管課長	126人	3.1%	3.3%	4.4%
8級	部次長	60人	1.4%	1.4%	1.3%
9級	部長	16人	0.4%	0.4%	0.3%
計		4,114人	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 1 級区分は、山形県の給与条例によるものです。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

ヘ 職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

区分		県職員	国家公務員
一般行政職	大卒	172,200円	I種 181,200円
	高卒	140,100円	II種 172,200円
警察職	大卒	197,200円	197,200円
	高卒	158,100円	158,100円
高等学校教育職	大卒	192,800円	—
	高卒	148,800円	—
小中学校教育職	大卒	192,800円	—
	高卒	148,800円	—

ト 昇給の状況

(イ) 普通会計

区分		合計	一般行政職	警察職	高等学校教育職	小中学校教育職	技能労務職
平成22年度	職員数(A)	16,180人	4,330人	1,956人	2,717人	6,613人	564人
	昇給した職員数(B)	14,985人	3,889人	1,735人	2,570人	6,235人	556人
	比率(B/A)	92.6%	89.8%	88.7%	94.6%	94.3%	98.6%
平成21年度	職員数(A)	16,321人	4,427人	1,971人	2,717人	6,624人	582人
	昇給した職員数(B)	15,064人	4,043人	1,692人	2,542人	6,213人	574人
	比率(B/A)	92.3%	91.3%	85.8%	93.6%	93.8%	98.6%

(ロ) 企業特別会計

区分		合計	一般行政職	技能労務職
平成22年度	職員数（A）	157人	145人	12人
	昇給した職員数（B）	148人	136人	12人
	比率（B/A）	94.3%	93.8%	100.0%
平成21年度	職員数（A）	158人	146人	12人
	昇給した職員数（B）	152人	140人	12人
	比率（B/A）	96.2%	95.9%	100.0%

(ハ) 病院事業特別会計

区分		合計	一般行政職	医療職(1) (注1)	医療職(2) (注2)	医療職(3) (注3)	技能労務職
平成22年度	職員数（A）	1,828人	126人	174人	204人	1,228人	96人
	昇給した職員数（B）	1,739人	121人	164人	194人	1,167人	93人
	比率（B/A）	95.1%	96.0%	94.3%	95.1%	95.0%	96.9%
平成21年度	職員数（A）	1,830人	125人	169人	206人	1,232人	98人
	昇給した職員数（B）	1,739人	117人	158人	197人	1,171人	96人
	比率（B/A）	95.0%	93.6%	93.5%	95.6%	95.0%	98.0%

- (注) 1 医療職(1)とは、医師及び歯科医師をいいます。
 2 医療職(2)とは、薬剤師や診療放射線技師などの医療技術者をいいます。
 3 医療職(3)とは、助産師や看護師などをいいます。

チ 時間外勤務手当の状況

(イ) 普通会計決算

区分	支給総額	職員1人当たり支給年額
平成22年度	3,715,533千円	219千円
平成21年度	3,615,270千円	211千円

(ロ) 企業特別会計決算

区分	支給総額	職員1人当たり支給年額
平成22年度	66,064千円	447千円
平成21年度	58,035千円	395千円

(ハ) 病院事業特別会計決算

区分	支給総額	職員1人当たり支給年額
平成22年度	1,403,676千円	750千円
平成21年度	1,409,606千円	752千円

リ 期末・勤勉手当の支給割合（平成22年度）

区分	6月期	12月期	計
期末手当	1.20月分 (0.70月分)	1.35月分 (0.70月分)	2.55月分 (1.40月分)
	0.60月分 (0.25月分)	0.60月分 (0.35月分)	1.20月分 (0.60月分)
勤勉手当	1.80月分 (0.95月分)	1.95月分 (1.05月分)	3.75月分 (2.00月分)
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		

- (注) 1 () 内は、再任用職員の支給割合です。
 2 企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となってています。

ヌ 地域手当の状況（平成22年4月1日現在）

支給対象地域等	支給対象職員数	支給率	国の支給率
東京都特別区	21人	18%	18%
大阪市	4人	15%	15%
名古屋市	3人	12%	12%
仙台市	3人	6%	6%
医師	239人	15%	15%
支給対象職員1人当たりの平均支給年額	平成22年度普通会計決算 平成22年度病院事業特別会計決算	717,768円 873,926円	

(注) 企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

ル 扶養手当、住居手当、通勤手当の状況（平成22年4月1日現在）

区分	県職員	国家公務員
扶養手当	配偶者13,000円、扶養親族たる子・父母等6,500円（職員に配偶者がない場合、うち1人のみ11,000円） 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	配偶者13,000円、扶養親族たる子・父母等6,500円（職員に配偶者がない場合、うち1人のみ11,000円） 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算
住居手当	借家 限度額 27,000円 単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合 上記の額の2分の1	借家 限度額 27,000円 単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合 上記の額の2分の1
通勤手当	交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 53,000円	交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 24,500円

(注) 企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

ヲ 特殊勤務手当の状況（平成22年4月1日現在）

(イ) 普通会計の状況

職員全体に占める手当支給職員の割合	34.5 %				
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	133,032 円				
手当の種類（手当数）	30				
代表的な手当の名称	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支給額の多い手当</td> <td>1 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当 2 警察職員の特殊勤務手当 3 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当 4 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当 5 職業訓練業務に従事する職員の特殊勤務手当</td> </tr> <tr> <td>支給職員数の多い手当</td> <td>1 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当 2 警察職員の特殊勤務手当 3 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当 4 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当 5 県税に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当</td> </tr> </tbody> </table>	支給額の多い手当	1 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当 2 警察職員の特殊勤務手当 3 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当 4 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当 5 職業訓練業務に従事する職員の特殊勤務手当	支給職員数の多い手当	1 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当 2 警察職員の特殊勤務手当 3 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当 4 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当 5 県税に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当
支給額の多い手当	1 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当 2 警察職員の特殊勤務手当 3 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当 4 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当 5 職業訓練業務に従事する職員の特殊勤務手当				
支給職員数の多い手当	1 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当 2 警察職員の特殊勤務手当 3 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当 4 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当 5 県税に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当				

(注) 代表的な手当の名称は、各々の区分ごとに上位5つを記載したものです。

(ロ) 企業特別会計の状況

職員全体に占める手当支給職員の割合	59.9 %
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	37,044 円
手当の種類（手当数）	2
手当の名称	危険作業手当 用地等交渉業務手当

(ハ) 病院事業特別会計の状況

職員全体に占める手当支給職員の割合	61.5 %
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	233,627 円
手当の種類（手当数）	6
手当の名称	防疫作業手当 夜間看護業務手当 緊急呼出救急業務等手当 放射線照射作業手当 汚物等処理作業手当 分べん介助等手当

ワ 退職手当の状況（平成22年4月1日現在）

区分	県職員		国家公務員	
	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
支給率	勤続20年	23.5月分	30.55月分	23.5月分
	勤続25年	33.5月分	41.34月分	33.5月分
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	47.5月分
	最高限度額（注1）	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
1人当たり平均支給額 (注2)		(一般職員) 26,229千円	(全體) 26,187千円	

(注) 1 国の職員と同様の制度となっています。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額です。

なお、一般職員とは、全職種に係る職員から警察職及び教育職を除いた職員です。

カ 職員の給与の水準

行政職給料表適用者にかかるラスパイレス指数の推移

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
100.5	100.6	100.2	100.4	100.4	100.1

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指數をいいます。

ヨ 特別職の報酬等の状況（平成22年12月1日現在）

区分	給料月額等	
	減額前	減額後
給料	知事	1,212,000円
	副知事	933,000円
	企業管理者	699,000円
	病院事業管理者	699,000円
	代表監査委員	606,000円
議員報酬	議長	867,000円
	副議長	774,000円
	議員	746,000円

区分	年間支給割合		
期末手当	知事	6月期 12月期 計	1.375月分 1.475月分 2.85月分
	副知事		
	企業管理者		
	病院事業管理者		
	代表監査委員		
議員	議長	6月期 12月期 計	1.375月分 1.475月分 2.85月分
	副議長		
	議員		

(参考1) 特例条例による給与等削減の取組状況

県では「特例条例（知事等及び職員の給与の特例に関する条例）」に基づき、特別職及び一般職の給与等の削減措置を講じています。

この条例による削減は平成14年4月から実施しており、平成22年12月からは知事等の給料の削減率を引き上げ、知事等及び一般職について平成25年3月31日まで実施することとしています（議員については、平成18年3月31日で終了）。

なお、議員及び知事等の特別職については、一般職の給与改定の状況等にかんがみ、「山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例」で定めている議員報酬月額及び知事等の給料月額を、平成18年4月から約6.7%引下げております。

具体的な給与等の削減率と削減後の額は次のとおりです。

給与等の削減率と削減後の額（平成22年12月1日現在）

区分	削減率						削減後の額				
	平成14年4月から	平成17年4月から	平成18年4月から	平成20年4月から	平成21年4月から	平成22年12月から	平成18年4月から	平成20年4月から	平成21年12月から	平成22年12月から	
議員報酬	議長	▲5%	同左	削減なし	同左	同左	同左	(867,000円)	同左	同左	
	副議長	▲5%	同左	削減なし	同左	同左	同左	(774,000円)	同左	同左	
	議員	▲5%	同左	削減なし	同左	同左	同左	(746,000円)	同左	同左	
知事等の給料	知事	▲15%	▲20%	同左	▲22%	▲23%	▲25%	969,600円	945,400円	933,300円	909,000円
	副知事	▲8%	▲10.5%	同左	▲12.5%	▲13.5%	▲15.5%	835,100円	816,400円	807,100円	788,400円
	企業管理者	▲2.5%	▲3.25%	同左	▲5.25%	▲6.25%	▲8.25%	676,300円	662,400円	655,400円	641,400円
	病院事業管理者	▲2.5%	▲3.25%	同左	▲5.25%	▲6.25%	▲8.25%	676,300円	662,400円	655,400円	641,400円
	代表監査委員	▲2.5%	▲3.25%	同左	▲5.25%	▲6.25%	▲8.25%	586,400円	574,200円	568,200円	556,100円
教育長の給料		▲2.5%	▲3.25%	同左	▲5.25%	▲6.25%	▲8.25%	676,300円	712,600円	705,000円	641,400円
一般職の給与	管理職手当	▲10%	▲13%	同左	▲18%	同左	同左				

(参考2) 人事委員会勧告の取扱状況

平成22年10月7日になされた人事委員会勧告では、中高齢層に限定し、医師を除いた給料月額の引下げを行うこと、55歳を超える職員（行政職給料表6級及びこれに相当する級以上）について、給料月額等を1.5%減額すること、期末・勤勉手当の支給月数を引き下げるなどが勧告され、実施することとしました。

(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

イ 職員の休日

(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(ロ) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日（(イ)の日を除く）

ロ 職員の勤務時間

1週間当たりの勤務時間 38時間45分

1日の勤務時間（交代制勤務以外の職員の場合） 午前8時30分から午後5時15分まで

ハ 職員の休暇制度

区分	要件及び日数
年次有給休暇	一の年につき20日（20日を上限に残日数を翌年に繰越し可）
結核要療養休暇	健康診断の結果、結核の判定を受け、療養を要する場合：1年以内
忌引休暇	配偶者、子、父母等の親族関係に応じて定める10日以内の期間 例）配偶者：10日、子：5日、父母：7日
産前産後休暇	産前休暇：出産予定日から8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の期間 産後休暇：出産の日の翌日から8週間以内の期間
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な女子職員：3日以内
特別休暇 災害等	風水震火災その他の非常災害による交通遮断の場合：その事由の発生している期間
	風水震火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊の場合：必要と認められる期間
	交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合：その事由の発生している期間
	異常な自然現象による職員の身体への危害を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合：必要と認められる期間
負傷・疾病等	負傷又は疾病の場合：90日以内の期間
	高血圧症、動脈硬化性心臓病、悪性新生物による疾病及びその他の慢性疾患並びに精神及び神經に係る疾病的場合：180日以内の期間
	負傷又は病気により休職を命ぜられた者が復職後、又は、結核要療養休暇及び特別休暇を与えられた者が休暇後、なお健康上普通勤務が困難な場合：60日間の期間内において、1日の勤務時間のうちの一部の時間
	負傷又は病気により休職を命ぜられた者が復職後、又は、結核要療養休暇及び特別休暇を与えられた者が休暇後、医師が定期的に通院検診を要すると認める場合：1年以内の期間において1月につき1日
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく健康診断、就業制限又は交通の制限若しくは遮断のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合：その事由の発生している期間
妊娠・出産等	妊娠中又は出産後1年以内の職員が、母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受ける場合：妊娠週に応じて4週間・2週間・1週間に1回、産後1年までは1回、それぞれ4時間以内
	妊娠中の職員の通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合：1日につき1時間以内
	妊娠中の職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合で、当該職員が適宜休息し、又は補食することが必要なとき：必要と認められる期間
	妻が出産する場合：出産予定日の1週間前の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間内において3日以内

育児等	妻の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合：当該期間内において5日以内
	職員が生後1年6月に達しない子を育てる場合：1日2回、1日を通じて90分以内で必要と認められる期間
	小学校就学の始期に達するまでの子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合、①子の看護を行う場合：5日以内、②子に母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法に基づく予防接種を受けさせる場合：必要と認められる期間
家族看護等	負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある要介護者その他人事委員会が定める家族の世話のため勤務しないことが相当であると認められる場合、①要介護者の世話を行う場合：5日以内、②人事委員会が定める家族の世話をを行う場合：5日以内
冠婚葬祭	婚姻した場合：7日以内
	父母、配偶者及び子の祭日の場合：1日
その他	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として裁判所その他の官公署等へ出頭する場合：必要と認められる期間
	職員が骨髄移植のため、登録の申出、骨髄移植のための骨髄液の提供等をする場合で、それに伴う検査等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき：必要と認められる期間
	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（①相当規模の災害による被災者を支援する活動、②社会福祉施設等における活動、③常態として日常生活を営むのに支障がある者を支援する活動）を行う場合：5日以内
	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合：7月から9月までの期間内において原則として連続する6日以内の期間
	職員としての勤続期間等を考慮して人事委員会が定める職員が心身の活力の維持及び増進を図るために勤務しないことが相当であると認められる場合：原則として連続する5日以内の期間
介護休暇	配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障のあるものの介護をするため、勤務をしないことが相当であると認められる場合：連続する6月以内の期間

(4) 職員の分限及び懲戒処分の状況

イ 分限処分の状況（平成22年度）

(人)

処分内容の別 任命権者	免職	休職	降任	降給	計
知事部局		37			37
企業局		4			4
病院事業局		18			18
議会事務局					
選挙管理委員会事務局					
監査委員事務局					
人事委員会事務局					
海区漁業調整委員会事務局					
警察本部		7			7
教育委員会		154			154
計		220			220

(注) 同一の者が複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

□ 懲戒処分の状況（平成22年度）

(人)

処分内容の別 任命権者	免職	停職	減給	戒告	計
知事部局			1	7	8
企業局				1	1
病院事業局				2	2
議会事務局					
選挙管理委員会事務局					
監査委員事務局					
人事委員会事務局					
海区漁業調整委員会事務局					
警察本部		2	2	1	5
教育委員会	3	1	4	18	26
計	3	3	7	29	42

(注) 同一の者が複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

(5) 職員の服務の状況

イ 職務専念義務の免除

職員には、地方公務員法により、職務に専念する義務が課されている。

◇地方公務員法

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

「法律又は条例に特別の定がある場合」として、職務専念義務が免除される場合には、次のような場合がある。

- 研修を受ける場合
- 職員が選挙権その他の公民としての権利を行使する場合
- 他の自治体や学校から委嘱を受け、講演又は講義を行う場合
- 国や他の自治体が主催する職務上の教養を目的とする講習会、講演会に参加する場合
- 職員が任命権者から不利益処分を受けた場合において、人事委員会に対し地方公務員法第49条の2に基づき不服申立て等をする場合

ロ 営利企業従事の許可

職員は、地方公務員法により、営利企業の役員等の就任及び報酬を得て事業に従事することについては許可を要し、原則として禁止されている。

◇地方公務員法

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(イ) 許可の基準

次の全てを満たす場合は、職員の営利企業従事を許可することができる。

- a 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- b 職員が勤務する機関又は職員が占めている職と、兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係や利害関係が発生するおそれがないこと。
- c 当該営利企業への従事が地方公務員法の精神に反しないと認められること。

(ロ) 現状

営利企業従事が許可される場合の代表的な例として以下のものがある。

- 部局長等が、第三セクターの非常勤取締役に無報酬で就任する場合
- 県立病院の医師が赤十字血液センターが行う献血の検診医の業務に従事する場合
- 職業訓練校の教官が各種技能検定試験の検定員の業務に従事する場合

ハ 休業等制度

(イ) 育児休業等制度

地方公務員の育児休業等に関する法律及び山形県職員等の育児休業等に関する条例に基づき、職員は育児のため休業することができる。

a 育児休業

(a) 職員は、子が3歳に達するまでの期間、任命権者の承認を受けて、子の養育に専念するため休業することができる。

(b) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

b 部分休業

(a) 職員は、子が小学校就学の始期に達するまでの期間、任命権者の承認を受けて、子の養育を行うため一日の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる。

(b) 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与を減額する。

c 育児短時間勤務

(a) 職員は、子が小学校就学の始期に達するまでの期間、任命権者の承認を受けて、子の養育を行うため、常時勤務を要する職を占めたまま、短時間勤務をすることができる。

(b) 育児短時間勤務をしている期間については、勤務時間に応じた給与を支給する。

(ロ) 修学部分休業制度

地方公務員法第26条の2及び山形県職員等の修学部分休業に関する条例に基づき、職員は大学その他の教育施設で修学するため休業することができる。

a 職員は、任命権者の承認を受けて、1週間を通じて19時間20分を超えない範囲内で、修学のため必要とされる時間について休業することができる。

b 修学部分休業制度を利用して修学できる教育施設は、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等とされている。

c 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与を減額する。

(ハ) 自己啓発等休業制度

地方公務員法第26条の5及び山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例に基づき、職員は大学等課程の履修又は国際貢献活動のため休業することができる。

a 職員は、任命権者の承認を受けて、大学等課程の履修のための休業にあっては2年間、国際貢献活動のための休業にあっては3年間休業することができる。

b 自己啓発等休業制度を利用して履修できる大学等課程は、大学（当該大学に置かれる専攻科、大学院を含む。）、大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設及びこれらに相当する外国の大学の課程とされている。

c 自己啓発等休業制度を利用して活動できる国際貢献活動は、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（国内における訓練その他の準備行為を含む。）、その他人事委員会規則で定めるものとされている。

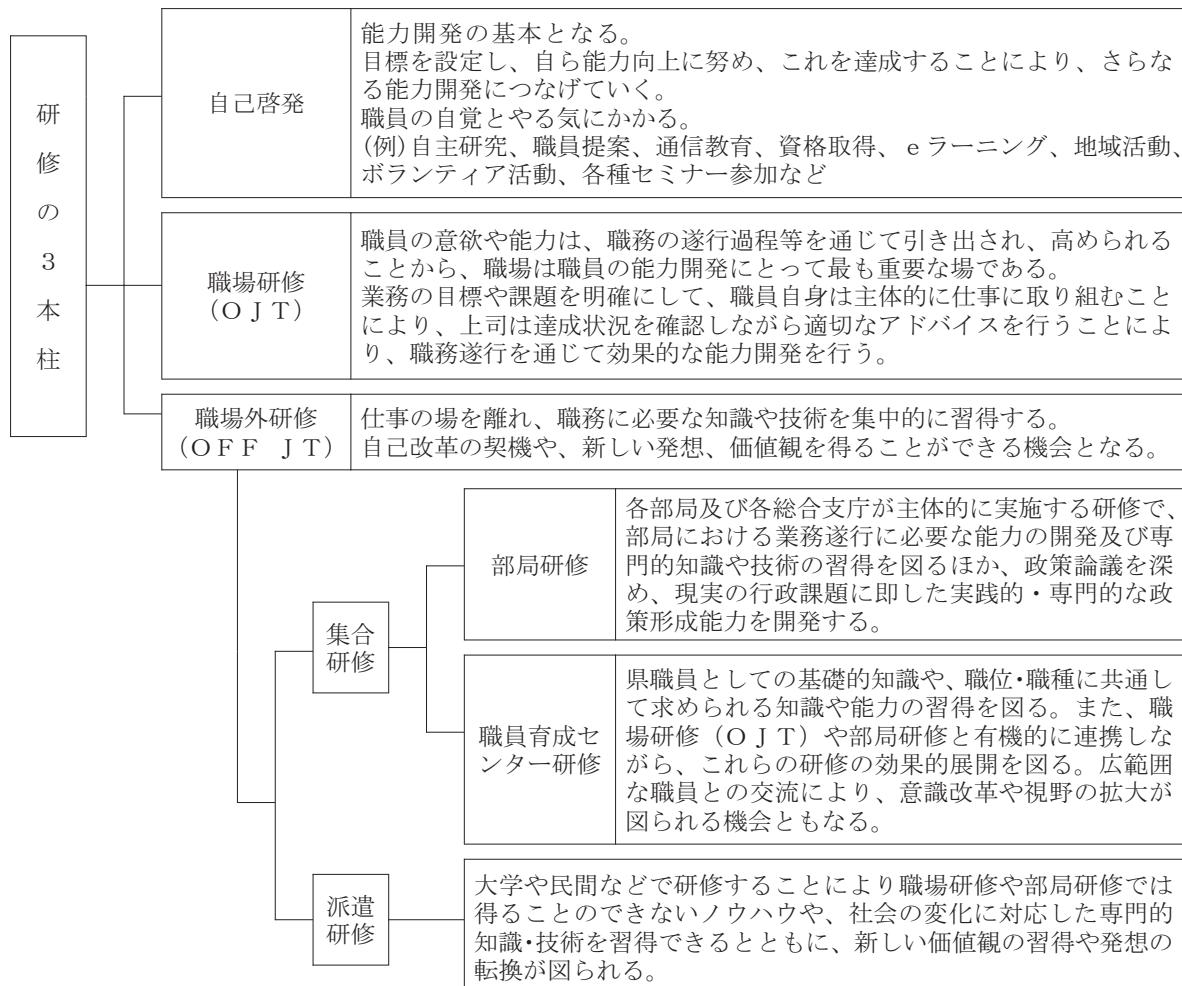
d 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

イ 研修の状況（平成22年度）

(イ) 知事部局等（企業局、病院事業局、議会事務局及び各種行政委員会事務局を含む。）

a 研修体系



(a) 職員育成センター研修の体系

・ 基本研修（各階層ごとに行う必須の研修）

研修名	研修目的
新規採用職員研修（一般職・前期）	新規採用職員が、県職員として必要な基本的な能力や意識、知識を身につける。
新規採用職員研修（看護職）	
新規採用職員研修（一般職・後期）	
主事・技師級研修	中堅職員が、実務の適切な遂行に必要な能力を身につける。
現業職員研修	現業職員が、実務の適切な遂行に必要な能力を身につける。
係長級昇任準備研修	係長級昇任を控えた職員が、仕事の管理と部下の監督に必要な能力を身につける。
主査級研修	主査級昇任者が、県民視点に立った業務遂行能力を身につける。
課長補佐級研修	課長補佐級昇任者が、職場や職員の適切な管理に必要な能力を身につける。
課長級研修	課長級昇任者が、行政目標に沿った組織管理能力を身につける。
課長級3年目研修	課長級昇任後3年目の職員が、組織目標の実現に向けた組織・人材マネジメントについて学ぶ。
部長・次長級研修	部長及び次長級職員が、組織トップとしてのマネジメントについて学ぶ。

・能力開発研修（職位に応じた応用的な能力について選択して履修する研修）

コース名	研修目的
政策形成力コース	政策形成能力の向上
県民・地域連携コース	民間と役割分担し、多様な主体との連携力の向上
組織力向上コース	組織力を高めるための能力の向上
業務遂行力向上コース	業務への責任感と積極的な遂行力の向上

・特別研修（時宜に応じたテーマを設定し履修する研修）

7講座開講

b 研修の内容と実績（主なもの）

(a) 基本研修

研修名	研修の目的	対象者	研修内容	実績 (受講者数)
新規採用職員研修 (一般職・前期)	県職員としての基本的心構え・基礎的知識を身に付けるとともに、参加・体験型研修により社会の規律や自己の責務を自覚する。	一般職（高卒・短大卒・大卒程度）採用者	* 基本的心構え ・サービスと倫理 ・接遇 * 基礎的知識の習得 ・財政制度 ・文書事務、法制執務 ・県の組織と概況 * 体験実習 * 知事講話	77
新規採用職員研修 (一般職・後期)	職員として行政実務上必要とされる基礎的知識を習得し、基本的な業務遂行能力を身に付ける。	一般職（高卒・短大卒・大卒程度）採用者	* 基礎的知識の習得 ・情報公開と個人情報保護 ・行政手続制度 ・総合発展計画 ・行政改革推進プラン * 基本的業務遂行能力の取得 ・コミュニケーション演習	82
係長級昇任準備研修	係長級昇任を控え、その期待される役割を自覚し、役付職員に必要な幅広い視野と政策形成能力などを身につけるとともに、その後の職場における実践を踏まえながら、昇任にふさわしい資質と職務遂行能力を培っていく。	係長級に昇任を控えた者	* 役付け職員の役割 ・マネジメント演習 * 業務遂行能力の向上 ・政策形成 * キャリア形成 ・キャリアビジョン	243
課長級研修	管理者としての役割を認識し、目標に向けたマネジメント能力や人材育成能力など、管理者に求められる組織管理能力の向上を図る。	課長級昇任者	* 管理者としての役割 ・目標に向けたマネジメント ・職場の健康管理 * 組織管理能力の向上 ・公民交流座談会 * 知事講話	115

(b) 能力開発研修

研修名	研修の目的	対象者	研修内容	実績 (受講者数)
政策形成能力養成講座	課題の現状分析から政策立案まで、各プロセスにおいて必要とされる能力について学ぶとともに、演習を通じて実践的な政策立案能力を身につける。	主事・技師級研修該当者以上の者	* 基礎講義 ・政策形成プロセス ・現状分析と問題の構造化の手法 * 演習及びグループワーク ・政策形成演習	42

ファシリテーター養成講座◇	問題解決を目的として行うワークショップや会議などの場において、進行役として、より良い結論に向かって多面的な視点からの検討と民主的な合意形成が図られるよう支援することができるファシリテーターを養成する。	(県) 係長級研修該当者以上の者	*基礎講義 ・ファシリテーションの基礎 *演習及びグループワーク ・場のデザインの技術 ・対人関係の技術 ・構造化の技術 ・合意形成の技術	県 45名 市町村 13名 合計 58名
コミュニケーション実践講座	コミュニケーション技法を学ぶことにより、より良い人間関係を築き、組織の活性化に積極的に取り組む姿勢を身につける。自己と他人への理解を深め、個々のコミュニケーションにおける強みや弱みを明確にし、行動課題を発見したうえで、職場の円滑なコミュニケーションを図るために自分がどう行動すべきか考え、実践する契機とする。	主事・技師級研修該当者以上の者	*基礎講義 ・コミュニケーションの重要性 *基礎演習 ・自己コミュニケーション傾向分析 *実演演習 ・コミュニケーションの阻害要因と解決法	57
地域マネジメント講座◇	住民満足度の高い行政サービスを効率的に提供できるよう、マーケティングの理論やその手法を学ぶ。中長期的な視野に立った行政施策の推進を図るために、担当業務を取り巻く環境条件を明確に分析する手法を学ぶ。	(県) 主事・技師級研修該当者以上の者	*基礎講義 ・協働とは ・住民と行政の活動領域 *演習及びグループワーク ・公共マーケティング ・SWOT分析	県 36名 市町村 14名 合計 50名

(c) 特別研修

研修名	研修の目的	対象者	研修内容	実績 (受講者数)
OJT指導者育成講座	職場研修についての認識を深め、職場研修の効果的な推進に必要な能力の育成向上を図る。	職場研修を推進する立場にある者	*基礎講義 ・職場における人づくり *演習 ・グループワーク ・OJTの実践	55
官民共同ワークショップ◆	県民の満足度を高めるため、市町村、民間企業や民間団体の方々との交流研修を通して、職員相互の多様な見方、柔軟な発想と相互触発・交流を図り、自治体が直面する具体的な政策課題をテーマに、グループによる研究を通して新たな課題解決策を企画・立案する政策形成能力の向上を図る。	(県) 係長級以上者の者	*基礎講義 *グループ研究 *発表等	県 12名 市町村 9名 民間 11名 合計 32名

- (注) 1 ◇印は市町村職員と合同
2 ◆印は民間企業等社員及び市町村職員と合同

(ロ) 警察本部

a 研修の内容と実績（主なもの）

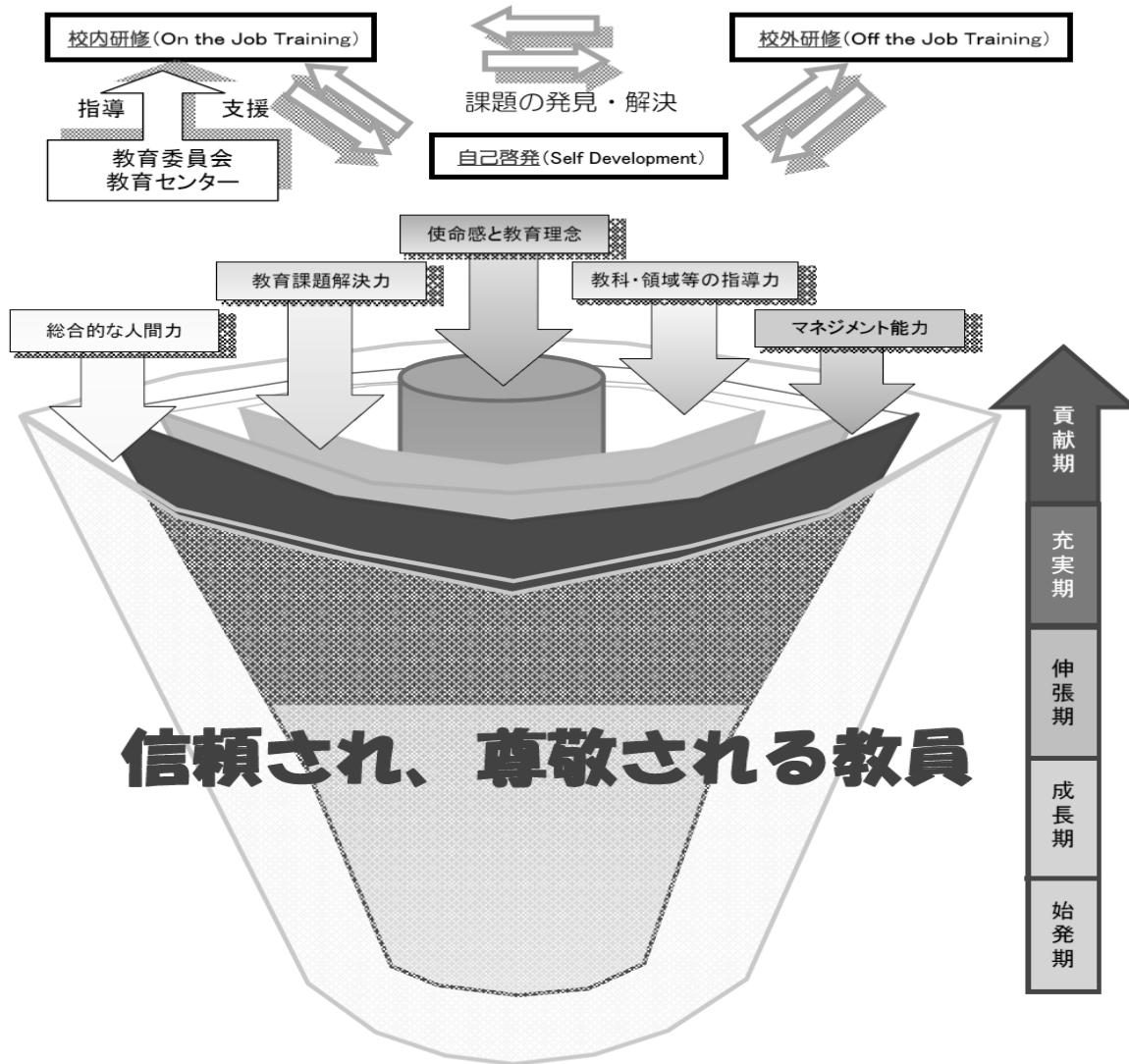
研修名	研修の目的	対象者	研修内容	実績 (受講者数)
採用時教養 (警察官)	新たに採用された巡査に対し、真に職責を自覚させ、使命感を培い、円満な良識と幅広い常識を兼ね備えた豊かな人間性をはぐくむとともに、地域警察活動に必要な基礎的知識、技能の確実な修得及び体力・気力の鍛成を図り、もって適正に職務を遂行し得る警察官を育成する。	新たに採用された巡査	*初任教養 職務倫理、法学、基本実務、体育・術科等 *職場実習 地域実習及び捜査実習 *初任補修教養 初任教養の内容を総合的に発展進化させたもの *実戦実習 独立性の強い勤務を通じた補強教養	66
採用時教養 (一般職員)	新たに採用された職員に対し、警察職員としての職責の自覚を促し、使命感を植え付け、円満な良識と豊かな人間性を醸成させるとともに、その職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を習得させる。	新たに採用された職員	職務倫理 法学 基本実務 専門実務 体育・術科等	9
昇任時教養	警部補又は巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている者に対して、上位階級者としての意識付けを行うとともに、それぞれの職責を果たす上で、必要不可欠な知識、技能等を補完する。	警部補又は巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている者	昇任するそれぞれの階級に必要な知識及び技能	44
部門別任用時教養	生活安全、刑事、交通及び警備の各部門に新たに任用する警察官に対し、その職責を自覚させ、専務員として必要な基礎的知識、技能を修得させる。	生活安全、刑事、交通及び警備の各部門に新たに任用する警察官	専務員として必要な基礎的知識及び技能	47
各種専科教養	特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させる。	特定の各分野を担当する警察官又は一般職員	特定の分野で必要とされる専門的な知識及び技能	344

(注) その他、警察大学校、管区警察学校等においても昇任時教養研修をはじめ、より専門的な専科教養研修、語学教養等職務執行に必要な各種教養研修が行われています。

(八) 教育委員会

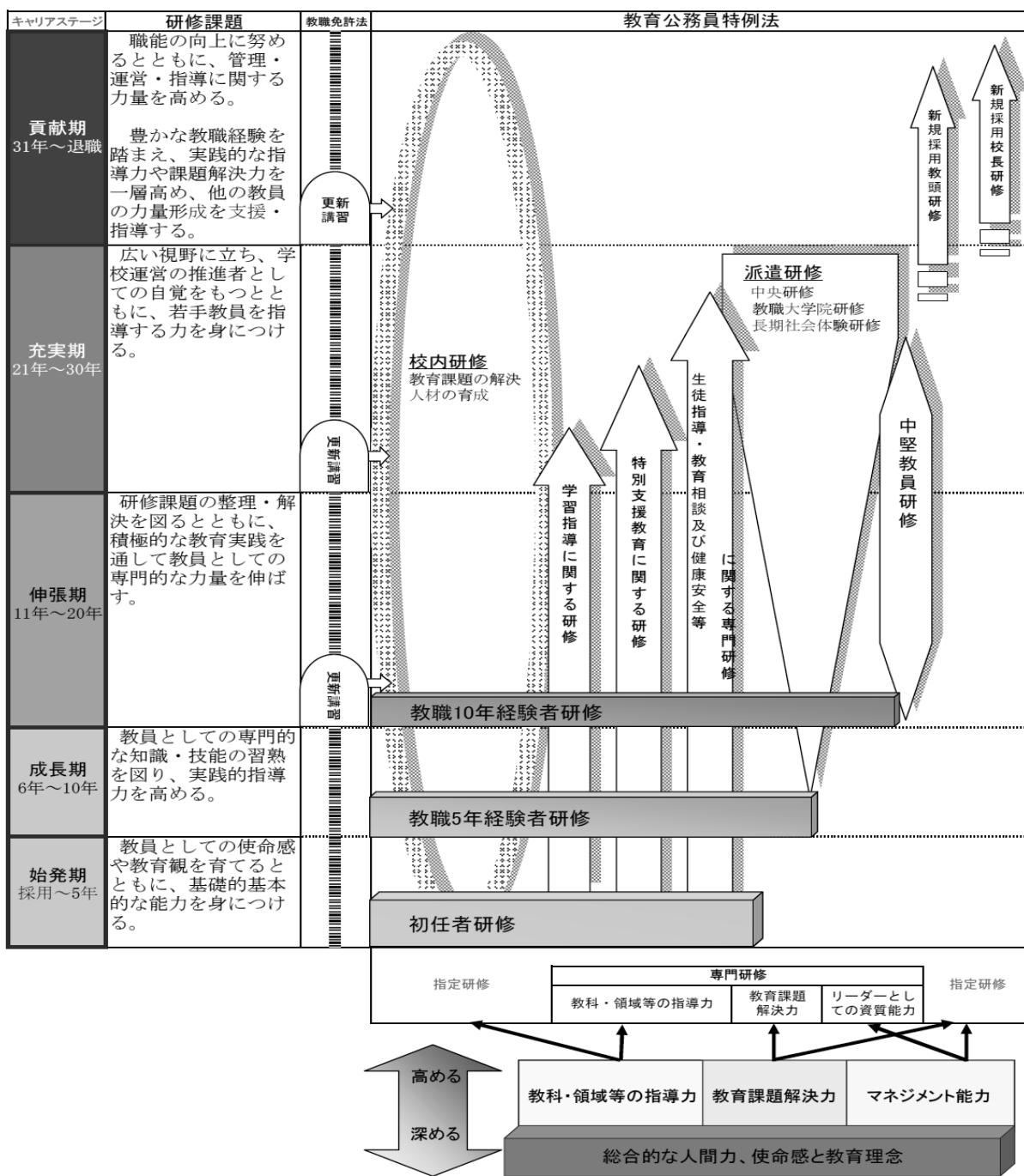
a 研修体系

山形県教員研修体系図 I 【平成22年度版】



研修でつける力	始発期・成長期	伸張期	充実期	貢献期
総合的な人間力	年齢にふさわしい社会力 コミュニケーション力	信念・理念 幅広い識見	豊かな人間性・教養 学び続ける姿勢	
マネジメント能力	集団指導力 学級経営力	学年運営力 企画力	経営参画意識 連絡調整力	法的理 解力 職員指導力
教育課題解決力	ICT活用力・情報モラル 著作権の知識 特別支援教育の理解	指導の積極的な改善 教育相談力		リーガルマインド 総合的対応力
教科・領域等の指導力	基礎的授業力 児童生徒理解力	専門性の構築 専門教科の指導力強化		指導力の還元 後輩への指導助言力
使命感・教育理念	教育への情熱・指導力の向上心 幼児・児童・生徒への愛情と責任感、公務員としての自覚		教育への造詣	経営理念 経営哲学

山形県教員研修体系図 II 【平成22年度版】



b 研修の内容と実績（主なもの）

研修名	研修の目的	対象者	研修内容	実績 (受講者数)
初任者研修（小・中、特、高校）	実践的指導力と使命感を養うとともに、総合的な人間力を高める。	新採教員	*学び続ける教師 *教科指導、領域指導等	164
教職5年経験者研修（小・中、特、高校）	教員として必要な使命感と教育観の深化を図るとともに専門的な知識と技能を高め、教員としての資質と実践的指導力の向上を図る。	教員	*これからの中堅教員に求められる新しい指導力 *教科指導、領域指導等	124
教職10年経験者研修（小・中、特、高校）	個々の教諭等の能力や適性に応じ、教科指導や生徒指導等に関する実践的な指導力の充実を図る。	教員	*中堅教員に求められる指導力 *各自の課題研修等	91
新規採用校長研修・学校経営研修	新規採用校長としての自覚とリーダーシップの涵養を図り、普遍的な教育課題とともに現代的な課題にも対応できる学校経営について研修を深める。	新採校長	*県教育委員長講話 *教育関係法規等	42
新規採用教頭研修・教員倫理研修	学校経営や教育施策及び解決が急務になっている教育課題並びに倫理観を高める教職員管理の在り方についての研修を通じ、教頭としての自覚と資質の向上を図る。	新採教頭	*県教育次長講話 *校種別部会（演習討議）等	47
学校運営基礎講座	高等学校の公務運営に必要な法規と、最新のカリキュラムマネジメントを学び、公務運営に携わる教員の識見とマネジメント力の向上を図る。	高校の校務を中心となって推進する立場の教員	*校務運営上の法的根拠 *カリキュラムマネジメントについて等	32
大学院研修	現職教員としての資質の向上と指導力の充実を図る。	教員	*県教育課題に関連する個々のテーマに基づく研修	11
教職大学院研修	現職教員としての資質の向上と指導力の充実を図る。	本県教育を実践的にリードできる教員	*学習開発コース *学校力開発コース	20
長期研修	現職教員としての資質の向上と指導力の充実を図る。	教育職員	*県教育課題に関連する個々のテーマに基づく研修	4
長期社会体験研修	教員の対人関係能力の向上、意欲や指導力の向上、視野の拡大。	教育職員	*社会教育施設及び民間企業における実習	1
中央研修	各地域の中核となる校長・教頭等の育成。	校長・教頭・指導主事・中堅教員	*教育課題の明確化と解決のための知識・技能の習得に関する講義及び演習	29

ロ 勤務成績評定制度の概要

(イ) 全部局共通

a 昇給の場合

毎年1月1日現在において、所属長が、原則として各職員の前1年間の勤務成績を判定し、その結果、昇給の可否を決定している。

b 昇格の場合

昇任の時期または昇格基準を満たした時期に、所属長が、各職員の当該職務の級に在級している全期間の勤務成績を判定し、その結果、昇格の可否を決定している。

(ロ) 警察本部

前年の1月1日から12月31日までの各職員の勤務成績について毎年1月1日現在で評定を実施し、異動、昇任等に反映させている。

(ハ) 教育委員会

教職員の人事管理を適正にし、教育の効果を上げるため、各教職員ごと11月1日に所属長が原則として各教職員の1年間の勤務成績を評定する。

(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況

イ 職員の福利厚生事業の概要（平成22年度）

(イ) 知事部局等（企業局、病院事業局、議会事務局及び各種行政委員会事務局を含む。）

a 保健事業の概要（主なもの）

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	●定期健康診断 ・問診 ・身体測定、視力、聴力、腹囲 ・心電図検査 ・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査	県
	●生活習慣病健康診断 ・胃がん検診（原則40歳以上の希望者） ・大腸がん検診（40歳以上の希望者） ・肺がん検診（50歳以上の希望者） ・婦人科検診（子宮がん検診（20歳以上の希望者）） ・同 （乳がん検診（41歳以上の奇数年齢の希望者））	県
人間ドック	●指定型（50歳の職員） ●準指定型（45歳、55歳、退職予定の希望する職員） ●上記以外（35歳以上で希望する職員） ※全て1泊2日	県 共済組合
メンタルヘルスケア	●メンタルヘルス相談（職員診療所内での心療内科医師及び臨床心理士等による面接、電話相談） ●はーとふる相談（県内4ブロックの外部医療機関等による面接、電話相談 随時） ●地共済メンタルヘルスカウンセリング事業（共済本部の専用電話回線にて予約を受け、専門スタッフによる面談あるいはWEBによる相談） ●職場復帰支援事業（所属長、メンタルヘルスコーディネーター、保健師等で構成するサポートチームによる職場復帰のための支援活動） ●メンタルヘルス研修（管理監督者（課長、課長補佐級）向けセミナー、一般職員向け研修 等）	県 共済組合

b 給付事業の概要（主なもの）

項目	共済組合	互助会
職員が病気やけがをしたとき	1. 医療機関等に支払うもの ●法定給付の額 2. 職員に支給するもの ●高額療養費 ●一部負担金払戻金 ●入院附加金 等	●会員療養給付金 ●長期療養見舞金
職員が出産したとき	●出産費 390,000円 (産科医療補償制度対象分娩) 420,000円 ●出産費附加金 30,000円	●出産祝金 30,000円
職員が死亡したとき	●埋葬料 50,000円 ●弔慰金 300,000円～385,000円 ●遺族共済年金 100,000～300,000円	●弔慰金 ●遺児育英資金

c 貸付事業の概要（主なもの）

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	1,800万円	2.66%	共済組合
在宅介護対応住宅加算	300万円	2.40%	

(注) 共済組合とは地方職員共済組合を、互助会とは山形県職員互助会をいいます。

(ロ) 警察本部

a 保健事業の概要（主なもの）

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	●定期健康診断（特定健康診査含む） <ul style="list-style-type: none"> ・問診・身長、体重、腹囲、視力、聴力・心電図検査・眼底検査・尿検査・血圧測定・血液検査・胸部エックス線検査 	県 共済組合
	●生活習慣病健康診断 <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診（35歳以上の職員） ・大腸がん検診（35歳以上の職員） ・肺がん検診（50歳以上で喫煙指數600以上の希望者） ・腹部超音波検査（35歳以上の職員） ・婦人科検診（子宮がん検診（20歳以上の希望者）） ・同（乳がん検診（41歳以上の奇数年齢の希望者）） 	県 共済組合
人間ドック	●40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の希望者 ※全て1泊2日	県 互助会
特定保健指導	●40歳以上の有所見者	共済組合
メンタルヘルスケア	●部外カウンセラー相談（県内4ブロックの外部医療機関等による面接、電話相談 隨時） <ul style="list-style-type: none"> ●電話相談（共済組合本部の全国統一事業 健康相談・メンタルヘルス相談） ●メンタルヘルス研修（職員向けセミナー） 	共済組合 互助会 県

b 給付事業の概要（主なもの）

事項	共済組合	互助会
職員が病気やけがをしたとき	1. 医療機関等に支払うもの ●法定給付の額 2. 職員に支給するもの ●高額療養費 ●一部負担金払戻金 等	●長期療養見舞金
職員が出産したとき	●出産費 390,000円 (産科医療補償制度対象分娩) 420,000円 ●出産費附加金 第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子以降 100,000円	●出産祝金 20,000円
職員が死亡したとき	●埋葬料 50,000円 ●埋葬料附加金 ●弔慰金 ●遺族共済年金	●弔慰金 300,000円 ●遺児育英金 300,000円

c 貸付事業の概要（主なもの）

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	給料月額×75 (他の貸付を含む合計額)	2.78%	共済組合
介護住宅貸付	300万円	2.52%	

(注) 共済組合とは警察共済組合を、互助会とは山形県警察職員互助会をいいます。

(ハ) 教育委員会

a 保健事業の概要（主なもの）

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	●定期健康診断 ・問診　・身長、体重、腹囲、視力、聴力　・心電図検査 ・尿検査　・血圧測定　・血液検査　・胸部エックス線検査	県
	●生活習慣病健康診断 ・胃がん検診（原則40歳以上の希望者） ・大腸がん検診（40歳以上の希望者） ・肺がん検診（50歳以上の希望者） ・婦人がん検診（子宮がん検診（希望者）） ・同（乳がん検診（40歳以上の偶数年齢の希望者））	県 共済組合
人間ドック	●指定型（40歳、50歳、55歳に達する組合員） ●希望型（35歳以上で希望する組合員（ただし、40歳、50歳、55歳を除く）） ※1泊2日	県 共済組合
メンタルヘルス対策事業	●メンタルヘルス相談 本庁及び各教育事務所管内に5ヶ所の相談窓口を設置 ●教職員健康相談24 共済組合本部の全国統一事業として24時間・年中無休で電話相談を受付 ●面談によるカウンセリング相談 共済組合本部の全国統一事業として全国のカウンセリングルームでの予約制面接相談を受付 一般教職員を対象としたセミナーの開催（4地区で開催） 管理監督者を対象としたセミナーの開催（教育センター及び4地区で開催）	県 共済組合

b 給付事業の概要（主なもの）

事項	共済組合	互助会
職員が病気やけがをしたとき	1. 医療機関等に支払うもの ●法定給付の額 2. 職員に支給するもの ●高額療養費 ●一部負担金払戻金 ●入院附加金 ●障害共済年金 等	●会員療養見舞金
職員が出産したとき	●出産費 390,000円 (産科医療補償制度対象分娩) 420,000円 ●出産費附加金 50,000円	●出産見舞金 50,000円
職員が死亡したとき	●埋葬料 50,000円 ●埋葬料附加金 25,000円 ●弔慰金 ●遺族共済年金	●埋葬料 50,000円 ●遺児激励金 100,000～300,000円

c 貸付事業の概要（主なもの）

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	1,800万円	2.72%	共済組合
在宅介護対応住宅加算	300万円	2.46%	

(注) 共済組合とは公立学校共済組合を、互助会とは山形県教職員互助会をいいます。

口 公務災害補償の状況

(イ) 公務災害の認定状況

(件)

	平成21年度	平成22年度	増 減
公務災害	236	258	22
通勤災害	4	8	4
計	240	266	26

(ロ) 補償と福祉事業の状況

(円)

	平成21年度	平成22年度	増 減
補 償 (注1)	118,731,970	104,234,619	▲ 14,497,351
福祉事業 (注2)	15,228,980	14,777,710	▲ 451,270
計	133,960,950	119,012,329	▲ 14,948,621

- (注) 1 補償とは、地方公務員災害補償法に基づき被災職員の権利として支給されるもので、療養補償費、障害補償年金・一時金、遺族補償年金・一時金などがあります。
- 2 福祉事業とは、労働者災害補償保険法での「特別支給金」に相当するもので、いわゆる付加給付、アフターケア、遺族（就学児）に対する奨学援護金などがあります。

2 条例第3条に基づく人事委員会の業務の報告

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法第15条の規定により、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行うものとされている。この成績主義の原則に基づき、職員の採用は平等公開の競争試験又は選考により行っている。また、職員の昇任についても勤務実績に基づく選考により行っている。

イ 平成22年度競争試験の状況

区分 種類	申込者	受験者 (a)	合 格 者		倍率 (a/b)
			1 次	最終 (b)	
大学卒業程度	1,102人	875人	169人	86人	10.2倍
短大卒業程度	31人	27人	10人	8人	3.4倍
高校卒業程度	158人	145人	20人	11人	13.2倍
警察察官	1,343人	1,039人	280人	89人	11.7倍
市町村立学校事務職員	33人	31人	6人	3人	10.3倍
合 計	2,667人	2,117人	485人	197人	10.7倍

ロ 平成22年度選考の状況

区 分	合 格 者
採用選考	139人
昇任選考	710人

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

この制度は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、人事委員会が、県議会及び県知事に対して、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告を行うものである。

平成22年度においては、10月7日に、給料表及び期末・勤勉手当の改定や55歳を超える職員の給料月額の減額支給等について、報告及び勧告を行っている。

イ 職員の給与等に関する報告及び勧告（平成22年10月7日）

(イ) 勧告の内容

a 給料表

現行の給料表（医療職給料表(1)及び第2号期限付研究員に適用される給料表を除く。）を改定すること。

また、給料の経過措置額の算定基礎となる額については、人事院が国家公務員について勧告した内容に準じて改定すること。

b 55歳を超える職員の給料月額の減額支給等

55歳を超える職員の給料月額の減額支給等については、人事院が国家公務員について勧告した内容に準じて行うこと。なお、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当についても、この措置の対象に含めること。

c 期末手当・勤勉手当

年間の支給月数を県内民間の特別給の支給状況に合わせて3.75月分とすること。

d 平成23年4月1日からの給与改定

平成23年4月1日における号給の調整

給与構造改革に伴う昇給抑制を受けた者の号給の調整については、人事院が国家公務員について勧告した内容に準じて行うこと。

e 実施時期等

(a) 実施時期

この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。

ただし、dについては、平成23年4月1日から実施すること。

(b) 平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置

人事院が国家公務員について勧告した内容に準じて行うこと。ただし、調整率については、100分の0.13とすること。

なお、その特例措置の実施に当たっては、教職調整額及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額についても、対象となる給与の合計額に含めること。

(d) 報告の内容

a 給与決定の諸条件

(a) 公民給与の較差

本委員会は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間の513事業所のうちから、無作為に抽出した143事業所について職種別民間給与実態調査を行った。

その結果、平成22年4月における職員給与と民間給与との較差は次のとおりであった。

民間給与	職員給与	較差	
		金額	比率
380,856円	382,065円 (380,779円)	△1,209円 (77円)	△0.32% (0.02%)

(注) 1 行政職給料表適用者平均年齢43.6歳。（ ）内は、特例条例による管理職手当の減額措置後の数値

2 県職員と民間従業員に実際支払われた4月分給与をもとに、職種、職位、学歴、年齢など、給与決定要素を同じくする者同士を比較

(b) 国家公務員との給与比較

平成21年4月における行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県職員の給与水準について、その俸給と給料を学歴・経験年数別のラスパイレス方式で比較すると、国家公務員を100とした場合、本県職員の指数は100.4となっている。

b その他の報告事項

(a) 時間外勤務手当

時間外勤務手当については、平成22年の人事院勧告を踏まえ、月60時間を超える時間外勤務の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務時間を含めることが適当である。

(b) 給与構造改革

本県では、給与構造改革について、平成18年度から平成22年度までの5年間で段階的に実施しており、平成22年度をもって当初予定していた施策の導入・実施は終了することとなる。

人事院において、今後の経過措置額の状況などを踏まえつつ、最終的な検証を行うこととしていることから、国及び他の都道府県の動向を見ながら、今後の対応について検討する必要がある。

なお、平成22年の人事院勧告において、給与構造改革に伴う昇給抑制を受けた者の号俸を平成23年4月1日に1号俸上位に調整することとしている。本県においても、国に準じて給与構造改革を実施

してきたことから、人事院勧告に準じた措置を講ずることが必要である。

(d) 公務員と高齢期の雇用問題

人事院は、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当であるとし、60歳台の多様な働き方や定年延長に伴う給与制度の見直しなどについて、「定年延長に向けた制度見直しの骨格」に基づき検討を進め、平成22年中を目途に成案を得て意見の申出を行うこととしている。このため、本県としても、国及び他の都道府県の動向に留意しながら、定年延長に向けた課題等について検討を進める必要がある。

(e) 能力・実績に基づく人事管理

本県では、複雑化・多様化する行政課題に対応し、県民が求める行政を実現していくための取組みの一環として、知事部局等において人事評価制度を導入し、評価プロセスを通じた職員の能力向上と意識改革、組織目標の達成等に活用している。

人事評価制度をより実効性のあるものとするには、その趣旨・目的を組織全体で共有することが重要であり、任命権者においては、職員の士気の高揚などに留意しつつ、制度の定着と信頼性を高める取組みを引き続き推進していく必要がある。

(f) 勤務環境の整備

- 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮については、職員の仕事と生活の調和や健康の保持はもとより、職場の活力の維持等の観点からも求められているものであるが、近年、職員の超過勤務時間が増加し、本委員会が上限時間の目安として示した年間360時間を超える超過勤務を行った職員も増加している。

任命権者においては、超過勤務の縮減のため、業務の見直しに重点的に取り組んでいるところであるが、管理監督者が中心となって、これをより一層徹底していく必要がある。併せて、年次有給休暇の取得しやすい環境づくりに引き続き努めていく必要がある。

- 仕事と生活の両立支援

本県では、山形県子育て基本条例を制定するなど、県を挙げて仕事と生活の調和に向けた取組みを推進しており、職員についても、職員子育て支援プランを策定し職場環境づくりに取り組んでいる。

平成22年も、法改正に基づき育児や介護に係る制度が整備されたところであり、任命権者においては、制度の周知に努めるなど、引き続き仕事と生活の両立を支援していく必要がある。

- 心の健康づくりの推進

心の疾病が増加傾向にある中、職員の健康管理の観点からは、とりわけ心の健康づくりが重要な課題である。任命権者においては、予防、早期発見・早期対応及び円滑な職場復帰・再発防止のため、意識啓発、相談体制の強化、復帰支援・再発防止策の実施などの取組みを総合的かつ着実に進めていく必要がある。

(h) 勧告の取扱い

勧告のとおり給与改定が実施された。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行うものである。

平成22年度処理状況

平成21年度末 係属件数	平成22年度中 要求件数	平成22年度中処理件数		平成22年度末 係属件数
		却下	判定	
0	0	0	0	0

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

この制度は、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申立てがあった場合に、これを審査し、不服申立てに理由があると認めた場合は、処分の取消し、修正の裁決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行うものである。

平成22年度処理状況

平成21年度末 係属性数	平成22年度中 申立件数	平成22年度中処理件数		平成22年度末 係属性数
		却下	判定	
2	1	0	0	3

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県県・市町村共同利用電子申請等システム提供業務 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県企画振興部情報企画課電子県庁企画担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3199

- 3 落札者を決定した日 平成23年8月5日

- 4 落札者の名称及び所在地

日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号

- 5 落札金額 4,195,800円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成23年6月14日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成23年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名 称	所 在 地	規 格	公 募 戸 数	区 分	収入が104,000円以下の者	収入が104,000円以上の者	収入が123,000円以下の者	収入が123,000円を超える者	収入が139,000円以下の者	収入が139,000円を超える者	収入が158,000円以下の者	収入が158,000円を超える者	収入が186,000円以下の者	収入が186,000円を超える者	収入が214,000円以下の者	収入が214,000円を超える者	賃 金	費 用	要 摘
県営鶴川第二ア バ一丁目1号	山形市鶴川町三 丁目18-48	3 K	44.4	1	一般用	11,800	13,600	15,600	17,600	17,800	17,800	17,800	17,800	17,800	17,800	17,800	17,800	3月分 の家賃 に相当 する額	
同 3号	同 17-25	同 44.4	1	同	12,000	13,900	15,900	17,800	17,800	17,800	17,800	17,800	17,800	17,800	17,800	17,800	17,800		
同 五十鈴アバ 一丁目1号	同 大野目二 丁目2-52	同 51.2	1	同	14,700	17,000	19,500	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000		
同 2号	同 2-50	同 51.2	1	同	14,700	17,000	19,500	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000		
同 桧町アバ一 丁目1号	同 桧町四丁 目12-16	3 DK	63.9	1	同	20,600	23,800	27,200	30,700	30,700	30,700	30,700	30,700	30,700	30,700	30,700	30,700		
同 2号	同 12-20	同 62.6	1	同	20,000	23,100	26,400	29,800	29,800	29,800	29,800	29,800	29,800	29,800	29,800	29,800	29,800		
同 十日町アバ 一丁目1号	同 十日町一 丁目7-13	同 65.6	1	同	29,900	34,500	39,500	44,600	44,600	44,600	44,600	44,600	44,600	44,600	44,600	44,600	44,600		
同 長清水アバ 一丁目5号	同 上山市長清水一 丁目10-15	同 67.7	1	同	21,700	25,100	28,700	32,400	32,400	32,400	32,400	32,400	32,400	32,400	32,400	32,400	32,400		
同 6号	同 10-16	同 70.1	1	同	22,500	26,000	29,700	33,500	33,500	33,500	33,500	33,500	33,500	33,500	33,500	33,500	33,500		
同 長岡アバ一 丁目1号	同 天童市中里一丁 目2-1	同 75.9	1	同	27,400	31,600	36,200	40,800	40,800	40,800	40,800	40,800	40,800	40,800	40,800	40,800	40,800		
同 天童駅南ア バ一丁目2号	同 田鶴町四丁 目18-22	同 66.5	1	同	22,700	26,200	29,900	33,700	33,700	33,700	33,700	33,700	33,700	33,700	33,700	33,700	33,700		
同 天童南部ア バ一丁目3号	同 南町三丁目 18-3	3 LDK	79.9	1	同	29,100	33,600	38,500	43,400	43,400	43,400	43,400	43,400	43,400	43,400	43,400	43,400		
同 塩水アバ一 丁目4号	寒河江市大字寒 河江字塩水46-1	3 DK	70.7	1	同	24,200	27,900	31,900	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000		

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得額が270,000円未満である場合には、当該所得額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。
イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
 - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
- (ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成23年10月5日から同月11日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後6時）（ただし、郵送の場合は平成23年10月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成23年12月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成23年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名 称	所 在 地	規 格	公 募 戸 数	区 分	賃 家			要 摘								
					1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル	104,000円 以下の者	104,000円 以上の者		収入が104,000円 以下の者	収入が123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超える者	収入が139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超える者	収入が158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超える者	収入が186,000円 以下の者
県営小国アバード ト2号	西置賜郡小国町 大字兵庫館3-8	3DK	3	一般用	59.4	13,700	15,900	円	18,200	20,500	23,400	円	27,000	円	3月分 の家賃 に相当 する額	3月分 の家賃 に相当 する額
同	同	同	59.4	1	同	13,700	15,900	円	18,200	20,500	23,400	円	27,000	円	3月分 の家賃 に相当 する額	3月分 の家賃 に相当 する額
同 白鷹アバード ト	西置賜郡白鷹町 大字荒砥乙1482 -1	同	55.7	1	同	12,600	14,600	円	16,700	18,800	21,500	円	24,800	円	3月分 の家賃 に相当 する額	3月分 の家賃 に相当 する額
同 あらどアバ ード2号	同 荒砥乙725 -1	同	77.9	1	同	24,900	28,800	円	32,900	37,100	42,400	円	57,300	円	3月分 の家賃 に相当 する額	3月分 の家賃 に相当 する額

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得額が270,000円未満である場合には、当該所得額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために當時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。
イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
 - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
- (ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成23年10月7日から同月14日まで（土・日曜日・祝日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成23年10月14日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
米沢市金池七丁目1番50号
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賃事務所

5 入居の時期 平成23年11月下旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年9月30日

山形県立河北病院長 菊地 慎

1 落札に係る物品の名称及び数量

山形県立河北病院医療情報システム関連電子機器 一式

- イ デスクトップ型パソコン 127台
- ロ ノート型パソコン 19台
- ハ レーザープリンタ 77台
- ニ ラベルプリンタ 60台
- ホ バーコードリーダ 50台
- ヘ パソコン用無停電電源装置 40台

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立河北病院医事経営課情報企画係 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 電話番号0237(73)3131

3 落札者を決定した日 平成23年8月1日

4 落札者の名称及び所在地

株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号

5 落札金額 17,780,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成23年7月8日

平成23年9月30日印刷
平成23年9月30日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056